

令和6年度 環境放射線測定車の交換購入業務 (令和6年度補正) 入札説明書

最低価格落札方式〔全省庁共通電子調達システム対応〕

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

原子力規制委員会原子力規制庁

入 札 説 明 書

原子力規制委員会原子力規制庁の物品の調達に係る入札公告（令和 7 年 1 月 2 4 日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「調達ポータル・電子調達システム利用規約」（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/pdf/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 小林 雅彦
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 6 年度 環境放射線測定車の交換購入業務（令和 6 年度補正）

(2) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

（総合評価落札方式の場合は、次の文面を記載すること。）

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者に求められる義務等

この入札に参加を希望する者は、原子力規制庁が交付する入札説明書に基づいて機能証明書を作成し、期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された機能証明書は原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、合格した機能証明書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

6. 機能証明書の提出について

(1) 受領期限

令和7年2月7日（金） 12時00分

(2) 提出場所

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル7階
原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で機能証明書を提出すること

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、16.（1）の本件に関する照会先に送付すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

(4) その他

審査の結果は令和7年2月19日（水）までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

7. 競争執行の日時及び場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和7年2月21日（金） 11時00分（開場は10分前とする。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

ア．電子調達システムによる入札の場合

(1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ．書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を6. (1) の日時までに提出済みであること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を

(1) の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

9. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

10. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

11. 契約書作成の要否 要

12. 契約条項 契約書（案）による。

13. 支払の条件 契約書（案）による。

14. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

15. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

16. その他

(1) 本件に関する照会先

質問は、電話又はメールにて受け付ける。

担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室 担当 佐久田 聡

電話：０３－５１１４－２１２６

メールアドレス：sakuda_satoshi_k8j@nra.go.jp

(2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）

ホームページアドレス <https://www.p-portal.go.jp>

ヘルプデスク ０５７０－０００－６８３（ナビダイヤル）

受付時間 平日 ９時００分～１７時３０分

(3) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(4) 入札結果は、落札者を含め、応札者全員の商号又は名称、入札価格について開札場において発表するとともに、原子力規制委員会ホームページにて公表することがある。

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、

当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和7年3月5日開札[令和6年度 環境放射線測定車の交換購入業務(令和6年度補正)]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入

札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

16. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

17. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度 環境放射線測定車の交換購入業務(令和6年度補正)
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

1 入札件名 : 令和6年度 環境放射線測定車の交換購入業務 (令和6年度補正)

2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式 3－①)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

代 理 人 所 在 地
(受任者) 所 属 (役 職 名)
代 理 人 氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和 6 年度 環境放射線測定車の交換購入業務（令和 6 年度補正）の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式 3 - ②)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和 6 年度 環境放射線測定車の交換購入業務(令和 6 年度補正)の入札
に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

E - m a i l :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和 6 年度 環境放射線測定車の交換購入業務
(令和 6 年度補正)

仕様書

令和 7 年 1 月

原子力規制委員会 原子力規制庁
放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室

I 一般的事項

1. 件名 令和 6 年度 環境放射線測定車の交換購入業務（令和 6 年度補正）

2. 目的

原子力規制委員会原子力規制庁では、横須賀港（神奈川県横須賀市）において原子力艦寄港に伴う放射線量の測定調査を行っている。具体的には、同港周辺に設置するモニタリングポストによる空間放射線量常時測定、放射能調査艇による海域測定、及び環境放射線測定車による陸上走行測定である。

このうち、陸上走行測定に用いる環境放射線測定車（以下「モニタリングカー」という。）の老朽化に伴い、不具合による稼働不能な状態等を防ぎ、同測定装置による原子力艦寄港に伴う放射線量の測定調査（陸上走行測定）を今後も確実に継続実施するため、当該モニタリングカーを交換購入する。

3. 業務の範囲

調達するモニタリングカー（1 台）に関し、以下の業務とする。

- ①ベース車両の調達
- ②改造
- ③放射線測定機器類の設置、配線、調整・検査
- ④車両登録に係る手続き
- ⑤納車に関する業務及び現行モニタリングカー（1 台）の引き取り業務

4. 納期と納入場所

（1）モニタリングカーの納入期限

令和 7 年 3 月 3 1 日（遅くとも令和 7 年 3 月 2 1 日までに下記納入先までモニタリングカーを搬入し、実走行による測定等を行うこと（「6 検収」を参照のこと）。

モニタリングカーの納入先

原子力規制委員会原子力規制庁 横須賀原子力艦モニタリングセンター（神奈川県横須賀市東逸見町 1 丁目 1 4 - 1 4）

（2）提出図書の納入・提出場所

〒1 0 6 - 8 4 5 0 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 監視情報課 放射線環境対策室、横須賀原子力艦モニタリングセンター

（3）提出図書

指定の下記資料をそれぞれの提出期限までに印刷物で各 1 部及び電子媒体で各 1 部を提出すること。なお、電子媒体は、Microsoft Office、PDF 両方の形式で提出すること。

No.	資料名	提出先・部数		提出期限
		本庁	モニセン※1	
1	実施計画書（実施工程表、実施体制図を含む）	1 部	-	契約後 10 営業日以内
2	実施体制表（品質管理マニュアルを含む）	1 部	-	
3	情報セキュリティに関する書類	1 部	-	
4	基本設計書	1 部	-	設計完了後、速やかに
5	詳細設計書	1 部	-	
6	納入機器一覧	1 部	-	作成後、速やかに
7	放射線計測機器を構成する機材に係る関係書類一式※2 （工場・現地試験検査成績書、取扱説明書）	1 部	-	引渡し完了時
8	機器等の接続構成図 （接続一覧など）	1 部	-	
9	操作手順書 （操作手引書・運用手引書）	1 部	-	
10	打合せ議事録 （打ち合わせの度に作成すること。）	1 部	-	打合せ実施後 5 営業日以内
11	車両登録に係る必要書類		1 部	引渡し完了時

※1 モニセンとは、横須賀原子力艦モニタリングセンターの略である。

※2 JIS Z 4325 に記載されている受渡検査項目の結果が添付され、またセルフドーズ（自己照射）を評価した結果、その方法及び NaI 検出器の温度特性試験結果も添付すること。

また、ソフトウェアはインストール媒体及びライセンスコード（アクティベーションコードを含む）及び必要なアクセスライセンスを納品すること。

5. 現行モニタリングカーの引渡し

（1）交換のために引き渡す自動車（現行モニタリングカー）の概要

自動車登録番号	横浜 800 つ 606
車 名	トヨタ（エスティマ）
自動車の種別	普通
車体の形状	検査測定車
型 式	DAA-AHR 2 0 W
長 さ	482 cm
幅	181 cm
高 さ	201 cm
車両重量 （車両総重量）	2,080 kg (2,300 kg)

乗車定員	4 人
総排気量	2. 36 L
初年度登録年月	平成 29 年 2 月
車体色	ホワイト
走行距離	20, 000 km (令和 7 年 1 月時点)
燃料の種類	ガソリン

(2) 現行モニタリングカーの引取期限と引渡場所

引取期限 令和 7 年 3 月 3 1 日

(ただし、これに限らず令和 7 年 3 月 2 1 日までに搬入されるモニタリングカーとの相互比較・検証(「6. 検収」参照)終了後、原子力規制庁担当官と調整の上、速やかに引き取る)

引渡場所：原子力規制委員会原子力規制庁 横須賀原子力艦モニタリングセンター(神奈川県横須賀市東逸見町 1 丁目 1 4 - 1 4)

(3) 引き渡し後の自動車の取扱い等についての遵守事項

- ①交換のために引き渡す自動車を使用済自動車とする場合において、当該使用済自動車の引き取りは、受注者の引き取り業者にて行うものとする。また、受注者は、引き取り業務を行う指定の引き取り業者に対し、車両内容等につき、守秘義務を負わせるものとする。なお、引き取り業者の指定にあたっては、別途発注者に対し、通知するものとする。
- ②受注者は、交換のために引き渡す自動車を廃車にする場合は、カーエアコン等の冷媒処理が的確に行われたことの確認のため、再利用または破壊を証した書面を提出すること。

6. 検収

モニタリングカー本体、提出書類、納品部数及び運用試験等による一連の結果を踏まえ、本仕様を満たしていると判断されること、原子力規制庁が指示する横須賀市内の走行ルートの実走行による測定を行い、現行モニタリングカーとの測定の結果を相互比較・検証し、妥当であると認められること及び現行モニタリングカーとの交換の確認をもって検収とする。

7. 保証等

保証期間は、検収日より 1 年間とし、保証期間内に設計、製作、調整不良による故障、性能劣化等が発生した場合は、無償にて速やかに修理や修復等を実施すること(車両移送が必要な場合においても無償とすること)。なお、本更新業務の期間内(契約締結から検収に至る期間内)に発生した不具合についても、本仕様の範囲内とする。各保障事項については、次の(1)～(4)に示すとおりとする。

(1) モニタリングカー車両本体の保証

モニタリングカー車両本体の保証については、新車の保証期間と同じとする。

(2) モニタリングカーの動作保証

受注者は、保証期間中、モニタリングカー及び放射線計測機器一式の正常な動作を保証すること。また、受注者は、保証期間中、モニタリングカーに不具合が生じて正常に動作しない場合、早急に動作するための措置を講じること。上記の不動作に伴い発生する修復等に係る費用の一切は受注者が負担すること。

(3) 不具合に対する保証

本件の範囲において、以下のような事項が発生した場合は、受注者が保証するものとし、これに伴う修理や修復等に係る費用は受注者が負担すること。

- ①モニタリングカー車両本体の不具合
- ②放射線計測機器等一式の不具合
- ③車両の納入・改造作業における過失

(4) モニタリングカー車両本体の点検整備拠点の用意

モニタリングカーは「車両」としての点検を定期的に行うことや不測の車両トラブルに対応する必要があることから、活動拠点である横須賀原子力艦モニタリングセンター（神奈川県横須賀市東逸見）に近く、当該車両を熟知し、必要な点検整備を行うに十分な設備と技術を持つ販売店や協力工場等を用意（紹介）すること。（例：T社のベース車両であればT社の販売ディーラーに対して点検等の引き受けに関する紹介をすること）

8. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、本業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、本業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

II モニタリングカーに関する一般事項

1. 構造の条件

モニタリングカーを構成する機器等は、可能な限り小型軽量化を図り、日常の操作、点検及び各部機器との接続等が容易に行えるとともに、熱暑、雨、雪及び塩害に対して堅牢にして長期間の使用に耐えられる構造とし、次の（１）～（３）の条件を満たすものとする。

- （１）走行しながら放射線線量率等のデータ収集を可能とするため、関連する機器等については、走行時に発生する振動に耐えうる構造とし、また振動が測定値に影響を及ぼすことの無いようにすること。
- （２）内部各ユニットは、保守点検が容易に行えるものとし、併せて試験機能を有することなど保守点検の便を図ること。
- （３）搭載機器の設置場所などモニタリングカーとしての運用に必要なスペースを確保する。
詳細は、原子力規制庁担当官と協議すること。

2. 温度・湿度等の条件

測定器は、次の（１）～（２）の各条件において安定に動作するようにすること。

- （１）車内に設置する機器
 - ・周囲温度：＋５℃ ～ ＋３５℃
 - ・相対湿度：８０％RH（RH、relative humidity）以内（但し、結露しないこと）
- （２）車外に設置する機器
 - ・外気温度：－１０℃ ～ ＋４０℃（この温度範囲内で指示線量率の変動が＋２０℃を基準として±５％以内とすること）（車内からのエアコン動作により、検出器収納筐体内に空気循環をさせることで対応可）
 - ・相対湿度：３０～９０％ RH 以内（但し、結露しないこと）

3. 電氣的条件測定器は、次の（１）～（３）条件を満たすものとする。

- （１）電気回路には、誘雷等の外部からの異常電圧により機器が故障する恐れがないよう、保護回路又は保護装置を設けること。
- （２）電源電圧及び周波数が±１０％範囲で変化しても安定して動作すること。
- （３）機器の絶縁抵抗は、半導体、コンデンサー及び分路抵抗を除き、次のとおりとする。
絶縁抵抗：１０ＭΩ 以上（５００ メガーで AC ライン、GND 間を測定）

4. 車両の塗装色等

車両色については、白系とし、機器類の配色に関しては運転や走行測定時の妨げにならない配色とすること。（例：シルバー系、ホワイト系）。詳細は、原子力規制庁担当官と協議すること。

5. 標示各機器には、次の（１）～（４）の標示等を行うこと。

- （１）銘板を取り付け、品名、型式、製造年月日、製造番号、製造社名を明示すること。
- （２）パネル面端子、入出力端子、調整箇所、ユニット盤、接続箇所及び部品には、図面と対照・判別できるよう識別標示を行うこと。
- （３）取扱上、特に注意を要する箇所については、その旨を表示すること。
- （４）各機器ともパネル面に電源導入ランプを備えること。

Ⅲ 装備機器仕様

1. 概要モニタリングカーには、次の（１）～（４）の機能を実現する機器等を装備すること。
 - （１）ループに設置した放射線検出器による空間放射線量率測定機能
 - （２）走行時及び停車時において、空間放射線量率を現在位置情報（緯度・経度）とリンクした情報として取り込み、地図上へ表示する機能
 - （３）ダスト・ヨウ素サンプラによる大気浮遊じん及びガス状ヨウ素のサンプリング機能
 - （４）衛星電話による通話機能
2. 設計条件モニタリングカーの設計にあたっては、次の（１）～（５）の条件を満たすようにすること。
 - （１）外気温度 $-10^{\circ}\text{C} \sim +40^{\circ}\text{C}$ （機器を車内に設置した状態において）
 - （２）車内温度 $+5^{\circ}\text{C} \sim +35^{\circ}\text{C}$ （エアコン動作によるものとして）
 - （３）車内湿度 80%RH 以内（但し、結露しないこと）
 - （４）電圧変動 AC100V $\pm 10\%$ 以内
 - （５）周波数変動 50Hz $\pm 10\%$ 以内
3. 構成モニタリングカーの構成にあたっては、次の（１）～（３）のとおりとすること。
 - （１）車両本体（１台）
 - （２）車両改造（１式）
 - （３）搭載機器
 - ①電源設備
 - ・車両本体から供給できること（１式）
 - ・無停電電源装置（UPS）（１式）
 - ②空間放射線測定装置
 - ・温度補償型 2"Φ×2" NaI (TI) シンチレーション検出器（１台）
 - ・半導体検出器又は電離箱検出器（１台）
 - ・検出器収納筐体（１式）
 - ・検出器取り付け金具（バヨネット式など、簡便かつ確実に接続できる構造）（１式）
 - ・測定装置（１式）
 - ・マルチチャンネルアナライザ（MCA）（またはこれに代わるもの、測定装置と一体形も可）（１式）
 - ・線源校正治具取付け台（１式）
 - ・防振台（１式）
 - ③GPS装置（１式）
 - ④衛星電話装置（１式）
 - ・衛星電話（車載用）
 - ・衛星電話用外部アンテナ
 - ・上記に係る付属機器（ハンドセット、置台、取付金具等）及びケーブル類
 - ⑤データ収集・処理装置（車載局）
 - ・ノート型パソコン（１台）
 - ・データ処理ソフトウェア（１式）

- ・回線接続装置 MTC-3000（株）近計システム（Docomo 用 1 台、KDDI 用 1 台）回線接続装置は、原子力規制庁より支給するものとする。

- ・防振台（1 台）
- ・モバイルプリンタ（1 台）
- ・接続ケーブル、インターフェース（1 式）

⑥ダスト・ヨウ素サンプラ

- ・ダスト・ヨウ素サンプラ（1 台）
- ・サンプリングヘッド（1 台）
- ・基準流量計（1 台）

⑦付属品

- ・車両標準付属品（1 式）
- ・メーカー純正フロアマット一式
- ・スタッドレスタイヤ（ホイール付き）（1 式（4 本））
- ・電源ドラムコード（1 台）
- ・ジャッキ（タイヤ交換用）（1 式）
- ・線源校正治具（1 式）

⑧消耗品

- ・ヒューズ類（現用の 100%相当）
- ・ろ紙（Φ60 mm、HE-40T）（100 枚）
- ・チャコールカートリッジ（Φ60mm、CHC-50、TEDA10%）（50 個）
- ・モバイルプリンタ用インクカートリッジ（本体装着量の 10 倍の個数）

IV 車両等仕様

1. 車両本体

モニタリングカーのベースとなる車両は、以下の仕様を満たすものとする。以下の仕様を満たす車両は、日産セレナ e-power ハイブリッドタイプのみであることから、日産セレナ e-power ハイブリッドタイプを調達するものとする。

（1）車両諸元

- ①新車かつ未使用（車両登録されたことのないもの）であること。
- ②ハイブリッド車（ガソリンエンジンと駆動モータで構成されるハイブリッド車とする）であること。
- ③排気量：1500cc 相当 のガソリンエンジン（使用燃料：無鉛レギュラーガソリン）
- ④車両総重量：2.5t 以下（車両重量：2t 程度）
- ⑤駆動方式：4 輪駆動方式
- ⑥乗車定員：機材を搭載した状態で 3 名以上（運転者含む）着席乗車できること。
- ⑦車両寸法：全長 4700mm 以下/全幅 1700mm 以下/全高 2000mm 以下
- ⑧キャブオーバー（Cab over the Engine）（フォワードコントロール）構造でないこと。
- ⑨燃料消費率：WLTC モード 16 km/ℓ 以上
- ⑩ AC100V、1500W 以上の電力を車内コンセントから供給できること。

(2) 装備

- ①メーカー純正カーナビゲーションシステム（ラジオ受信機能を含む）を装備すること。
- ②メーカー純正ドライブレコーダを装備すること。
- ③バックアイカメラ及びモニタ（リバース連動とし、カーナビゲーションシステムに組み込まれている場合も可）を装備すること。
- ④フロント及びリヤオートエアコンを装備すること。

2. 車両改造モニタリングカーを構成するもののうち、車両改造については（１）～（８）の条件を満たすものとする。

(1) 車体関係

- ①運転席、助手席及び測定者席においては、シートスライド機構及びリクライニング機構をできる限り損なうことのないようなレイアウトにすること。
- ②測定者（非運転手）が着席状態で測定装置、M C A 及びデータ収集・処理装置の操作が可能なレイアウトとすること。

(2) 電源設備関係

- ①電源投入時の操作が容易に行えるような箇所に操作スイッチを取り付けること。
- ②無停電電源装置（U P S）へ接続する機器については、別途原子力規制庁担当官と協議すること。

(3) 空間放射線測定装置関係

- ①検出部は防振対策を施すこと。
- ②検出器収納部はルーフ上に取り付けること。
- ③測定装置は防振台上に設置し、容易に操作できる高さに取り付けること。

(4) データ収集・処理装置関係

- ①測定装置は防振台上に設置し、容易に操作できる高さに取り付けること。
- ②測定者席に着座した状態で、データ収集・処理装置の操作を容易にできるよう、テーブルなどを装備すること。

(5) ダスト・ヨウ素サンプラ関係

- ①ダスト・ヨウ素サンプラは車両に固定し、走行中でも動作に支障の無いようにすること。
- ②サンプリング空気取入口はルーフ上に取り付け、ホースによりサンプリングヘッドと接続すること。また、排気口は床下に設けること。

(6) 接続ケーブル、インターフェース

各機器間を接続するケーブル及びインターフェース類は、車内での作業を妨げないよう、必要最小限になるよう取り回して設置すること。

(7) マーキング

- ①モニタリングカーのボンネット、上部、背面及び両側面に別添資料 4 ～ 5 に示すデザインのシート（カッティングシート）を貼り付けること。なお、走行時及び雨などに対して容易にはがれないようにすること。
- ②マーキングの大きさは別添資料 4 ～ 5 のイメージに近いものとなるようデザインすることとし、詳細は別途原子力規制庁担当官と協議すること。

(8) その他

- ①衛星電話用の外部アンテナはルーフ上に設置することとするが、必要に応じてルーフバー・キャリア等を講じたうえで設置することも可能とする（この場合、走行中に不具合が生じないよう、設置・固定に必要な

処置を講ずること）。

②付属品や消耗品が走行中に破損しないように収納できること。

③改造を加えた箇所には防水対策を十分に施し、車両走行時を含めて漏水がないようにすること。

3. 搭載機器

モニタリングカーに搭載する各種の機器類については、次の（１）～（７）の条件を満たすものであること。

また、（２）の条件については JIS Z 4325 を満たすこと。過不足がある場合は、その旨を原子力規制庁担当官に書面にて申し出るとともに承認を受けることとする。不受理の際は、原子力規制庁担当官の指示する要求事項を満たすよう、再検討を行うこと。

（１）電源設備

①車両本体

・AC100V、1500W 以上の電力を車内コンセントから供給できること。

（IV 1.（１）⑩に記載した条件と同じ）

②無停電電源装置（UPS）

・空間放射線量率の測定を 10 分以上継続できる能力を有すること。

（２）空間放射線測定装置

①総合性能

測定線量率範囲

・低線量域：B. G. ～10μGy/h

・高線量域：10μGy/h～100mGy/h

指示誤差

・低線量域及び高線量域それぞれについて、日本の国家計量標準とトレーサビリティの得られている基準ガンマ線源（¹³⁷Cs）でその空気吸収線量率（換算値）に対して、指示線量率の精度は±20%以内とすること。なお、検出器の垂直軸方向からの照射を基準とし、線源誤差は±5%とする。

②検出器

型式

・低線量域：温度補償型 2"×2"ΦNaI（TI）シンチレーション検出器

・高線量域：半導体検出器又は電離箱検出器

温度補償範囲

・+5 ～ +45℃（低線量域）

温度補償性能

・上記温度補償範囲で ¹³⁷Cs フォトピーク 662keV の出力波高値に対して±2%以内（低線量域）

分解能

・¹³⁷Cs フォトピーク 662keV に対して 10%以内（低線量域）

③検出器収納部

構造

・ルーフに設置し、防水、防振構造とすること。

・温度検出器を内蔵すること。

・温度対策は車内空気の通風式とし、上記温度補償範囲内に維持できること。

材質

- ・検出器のエネルギー特性、方向特性に影響を与えない材質、形状とすること。

線源校正治具取付け台

- ・検出器軸上方向から 1. 0m の距離に線源を設置できる治具が取付け可能であること。

④測定装置

測定エネルギー範囲

- ・50keV～3MeV（低線量域）（宇宙線対策として 3MeV 以上はカット）
- ・50keV～（高線量域）

エネルギー補償方式

- ・G（E）関数荷重演算方式相当（低線量域）

エネルギー特性

- 0.5～1.25（60keV 以上～100keV 未満）（低線量域）
- 0.9～1.2（100keV 以上～400keV 未満）（低線量域）
- 0.9～1.1（400keV 以上～1500keV 以下）（低線量域）

表示部

- ・カラー液晶

表示内容

- ・線量率（nGy/h、μGy/h（高線量域）、mGy/h（高線量域））
- ・計数率（低線量域）
- ・検出器収納部内温度

レートメータ時定数

- ・標準偏差設定（1～10%の間で設定可能）（低線量域）
- ・標準偏差設定（1～20%の間で設定可能）（高線量域）

外部出力

- ・MCA へ出力が可能であること。（低線量域、測定装置と一体形の場合を除く）

⑤マルチチャンネルアナライザ（MCA）

A/D 形式

- ・逐次比較型

A/D 積分直進性

- ・± 0. 5%

チャンネル数

- ・1000ch 以上、999、999 カウント／ch 以上

表示部

- ・カラー液晶

表示内容

- ・ガンマ線スペクトル

（3）GPS

出力データ

- ・位置（緯度、経度、高度）、GPS 時刻

補正

- ・ジャイロセンサー及び車速センサーにより、位置を補完できること。

測地系

- ・世界測地系とすること。

外部出力

- ・空間放射線測定装置又はデータ収集・処理装置へ出力可能とすること。

(4) データ収集・処理装置（車載局）

基本的に、車載した放射線計測機器で得られたデータを取り込み、走行中においても継続して処理するに十二分な性能を持つノート型 P C とし、次の項目を満たすものとする。

① 装置本体：ノート型 PC

O S：Windows11Pro(64bit)又は同等品以上

C P U：第 11 世代インテル®core プロセッサ又は同等品以上

メインメモリ：8GB 以上

ディスプレイ：12 インチ以上のカラー液晶

補助記憶装置：内蔵型 SSD256GB 以上

光学ドライブ：内蔵型スーパーマルチ DVD ドライブ

マウス：光学式マウスを付すこと

インターフェース：放射線計測機器との接続に必要なインターフェースを備えること。

外部入力端子等：USB2. 0（上位規格可）2 つ以上、テンキー装備（USB 等外付可）

②データ処理ソフトウェア

①のパソコンから自動測定機能（低・高線量測定装置への測定開始・停止の制御機能）を可能とし、以下の機能等を有すること。

機能

- ・指定した期間及び地点名（ルート名）において、以下の処理を可能とし、かつ処理した結果は、画面表示、印刷及び CSV 出力を行えること。

順路化処理

- ・走行測定において、同一の測定コースを逆に走った場合のデータを正方向に変換できること

区間平均線量率処理

- ・走行測定において、指定距離毎の平均線量率を算出できること。

時間平均線量率処理

- ・走行測定において、指定時間毎の平均線量率を算出できること。

トレンドグラフ処理

- ・横軸に時間又は距離を設定し、縦軸を線量率とした折れ線グラフを表示できること。前述の区間及び時間平均線量率についても同様とすること。

レポート処理

- ・対象データ：測定日時、測定時間、位置（緯度、経度）、低線量（線量率、計数率）、高線量（線量率）とする
- ・帳票：地点名（ルート名）及び日時（期間）により抽出したデータによる表示（平均値、最大値及び最小値処理含む）、印刷及びテキストファイル（CSV ファイル）の作成。ただし、平均値、最大値、最小値処理は線量率のみ計算の対象とする。

アラーム処理

- ・低線量（線量率、計数率）、高線量（線量率）共に2段階の警報設定で画面に異常値が発生したことを表現できる機能を有すること。（第一段階：100nGy/h 第二段階：1μGy/h）

スペクトル処理

- ・スペクトルデータについて、以下の処理が可能であること。
 - ア スペクトル間演算（加算・減算）
 - イ レスポンスマトリックス法による空間ガンマ線成分の推定
 - ウ 3Dトレンド表示
 - エ スペクトルデータのG(E)関数による線量率への換算
 - オ 核種推定（核種テーブルと比較し、該当する候補を提示）

マップ処理

- ・地図上に以下の項目のリアルタイムデータ及び任意日時のデータを表示できること。リアルタイムデータは収集間隔に合わせて自動更新すること。
 - ア 線量率
 - イ 区間平均線量率
 - ウ 時間平均線量率

データ伝送機能

- ・回線接続装置を接続することにより、収集した測定データを指定の型式（既設の書式、通信仕様）で、原子力艦環境放射能モニタリングシステムのサーバに伝送する機能を有すること。

モバイルプリンタ

- ・方式：インクジェット（カラー）
- ・用紙サイズ：A4
- ・接続：データ収集・処理装置から印刷可能とすること。

その他

- ・CSV出力に関する出力フォーマット等については、別途原子力規制庁担当官と協議すること。
- ・報告様式作成用として、MS-Officeシリーズ（WORD、EXCELを含む）を添付すること。

（5）ダスト・ヨウ素サンプラ

サンプリングヘッド：以下の組合せで使用できること。

- ・Φ60mm ろ紙（HE-40T）1枚 + Φ60mm 活性炭カートリッジ（CHC-50）1個

ダスト・ヨウ素サンプラ

- ・吸引流量：50L/min以上（AC100V、50Hz時）
- ・流量計：0～100 L/min（デジタル表示式質量流量計）
- ・積算流量計：1～999999L（デジタル表示：リセット可能）
- ・圧力計：0.0～－101.3 kPa
- ・駆動方式：手動運転 ON/OFF
自動運転 時間測定運転、積算流量設定運転

（6）衛星電話

モニタリングカーに搭載する衛星電話装置は、警察及び救急・消防への発信・通話についてそれぞれ「110」「119」で通報可能なものとし、次の要件を満たすものであること。

設置：車載型とする。

通話可能日時：常時（24時間365日）（車載用自動車追尾型アンテナで対応可能）

(7) 回線接続装置

回線接続装置 MTC-3000 (株)近計システム (2 台) は原子力規制庁より支給するものとし、モニタリングカー内のモバイル回線が受信出来る箇所に固定すること。回線接続装置は LAN ケーブルで接続するものとし、LAN ケーブル (2 本) を用意すること。

V その他の事項

1. 架装に関する事項

モニタリングカーのベース車両への放射線検出機器等の架装については、必要に応じて原子力規制庁担当官が架装状況の確認を行えるよう、架装を行う工場等に対して協力を要請すること。

2. 車両登録に関する事項

モニタリングカーの車両登録に係る手続きは、受注者の責において行うこと。車両登録に際して必要な書類は、原子力規制庁担当官とその時期等を協議の上、受注者に対して引き渡すこととする。なお、特殊車両登録となる場合の検査などについては、事前に関係する運輸局等の指導・助言を仰ぐなど、十分な対策を講ずること。

3. 車両登録に必要な経費

車両登録に際して必要な一切の経費は、本契約に含むこととし受注者が負担すること。

4. 衛星電話に関する経費

衛星電話の回線登録に関する経費は、検収までの期間は受注者が負担することとし、検収に併せて原子力規制庁が回線を引き継ぐこととする。なお、事務手続きは受注者の責において行うこと。

5. 納品にあたっての燃料

本件のモニタリングカーを納入する際には、車両メーカーが指定する燃料を満杯にすること。

VI 留意事項

1. 知的財産権の帰属と第三者権利の侵害

本件で調達する車両、車両改造、放射線計測機器類等のハードウェア及びソフトウェア等については、各種法令に従って調達するものでなければならない。また、知的財産権等については次のとおりとする。

(1) 知的財産権の帰属

①各種アプリケーションソフトウェアの利用権は発注者に帰属するものとする。

②新規作成プログラム・モジュール・サブルーチン、それらを組み合わせたもの及びそれらの関連資料等の著作権については、発注者及び受注者双方に帰属するものとする。

なお、製作にパッケージソフトウェア (自社製を含む) を使用している場合、元となるパッケージ部分についてはこの限りではない。

③モニタリングカー作製完了後、構造情報等を発注者に対して開示すること。

④完成したモニタリングカー、放射線測定機器等一式の所有権・二次的著作物の利用権は対価の支払時点で発注者に帰属するものとする。

(2) 第三者の権利侵害

本件で調達・導入する納入品等は、第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害していないものであること。第三者の著作権等侵害に関連する紛争が生じた場合、受注者は紛争解決の実質的な権限者として賠償請求等の対応をするものとする。

(3) 仕様書の疑義等

本仕様書の内容に疑義が生じたときには、受注者はその都度、発注者と協議して決定することとし、受注者の一方的な解釈により処理しないこと。受注者が一方的に解釈し、処理した場合は、発注者の指示により、受注者の責任において費用負担を含め、これを改めるものとする。

（４）環境への配慮

- ①納入物については、個別に指定されたものを除き、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- ②導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

（５）実施責任者及び実施体制

受注者は、品質管理責任者を含めた業務の実施体制を定め、実施体制を実施計画書（プロジェクト計画書）に記載すること。

なお、あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。（金５０万円未満の下請負業務、及び印刷費、会場借料、翻訳費その他これに類するものを除く。）また、発注者は、受注者の業務の実施において、品質管理に疑義が生じた場合は、受注者側実施責任者と協議のうえ、立入による品質管理に係る実施状況の監査を実施することができる。その結果によっては改善策を求めることができることとする。

以上

【別添資料】

別添資料 1 モニタリングカーに搭載する放射線測定機器類の接続イメージ

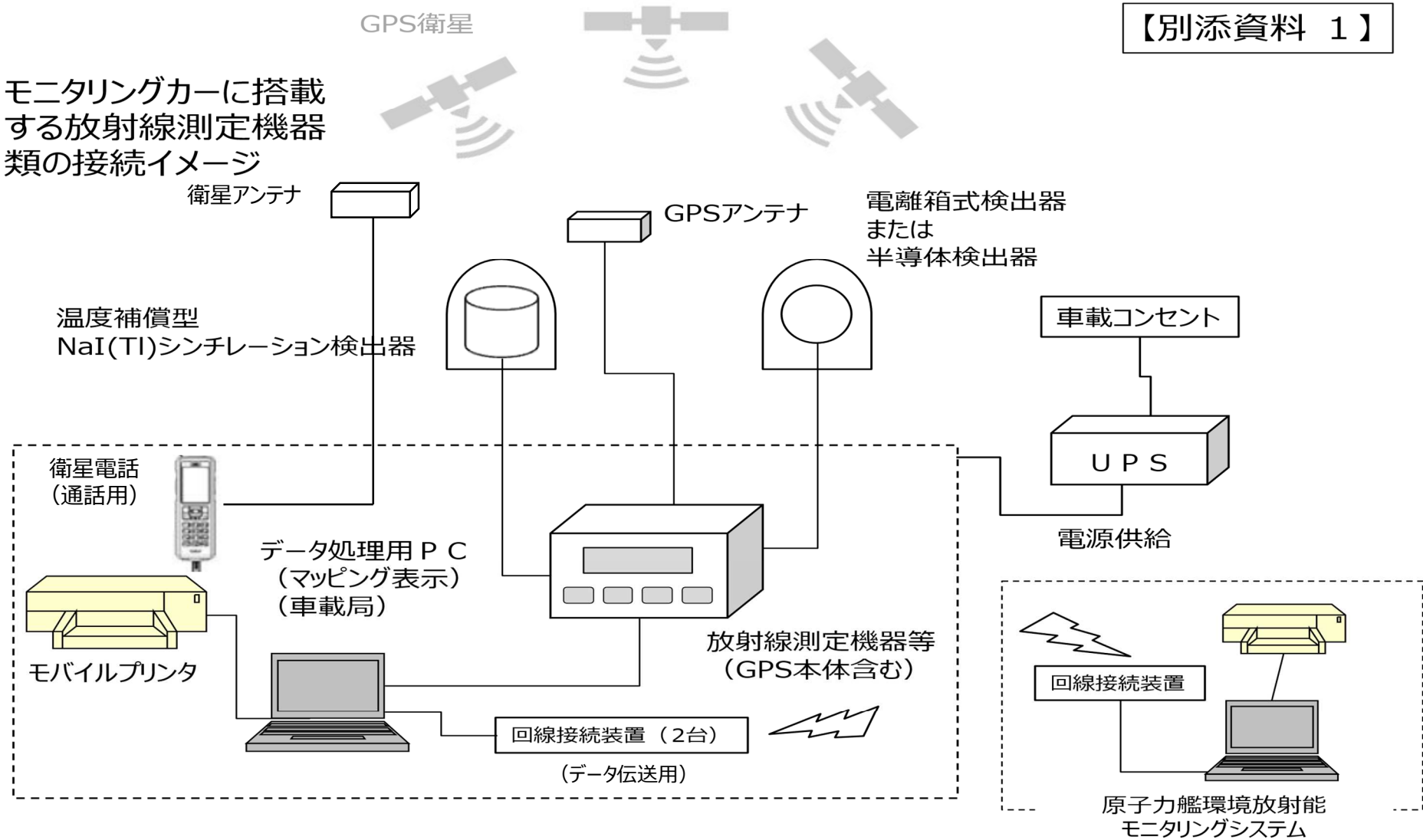
別添資料 2 モニタリングカーに搭載するダスト・ヨウ素サンプラの接続イメージ

別添資料 3 モニタリングカーに搭載する機器類の配置イメージ

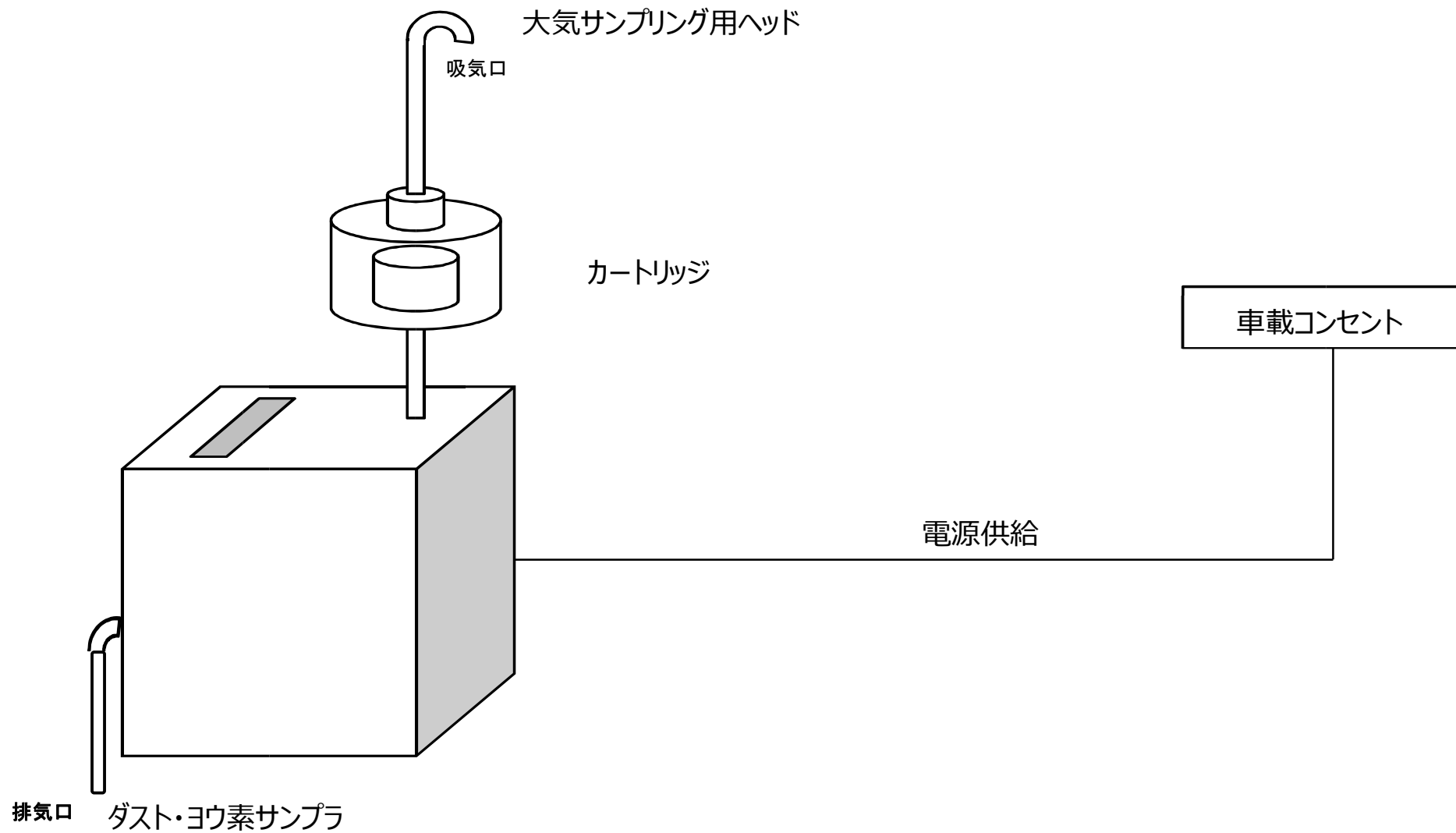
別添資料 4 モニタリングカーのマーキングイメージ（ボンネット、上部、バックドア）

別添資料 5 モニタリングカーのマーキングイメージ（側面）

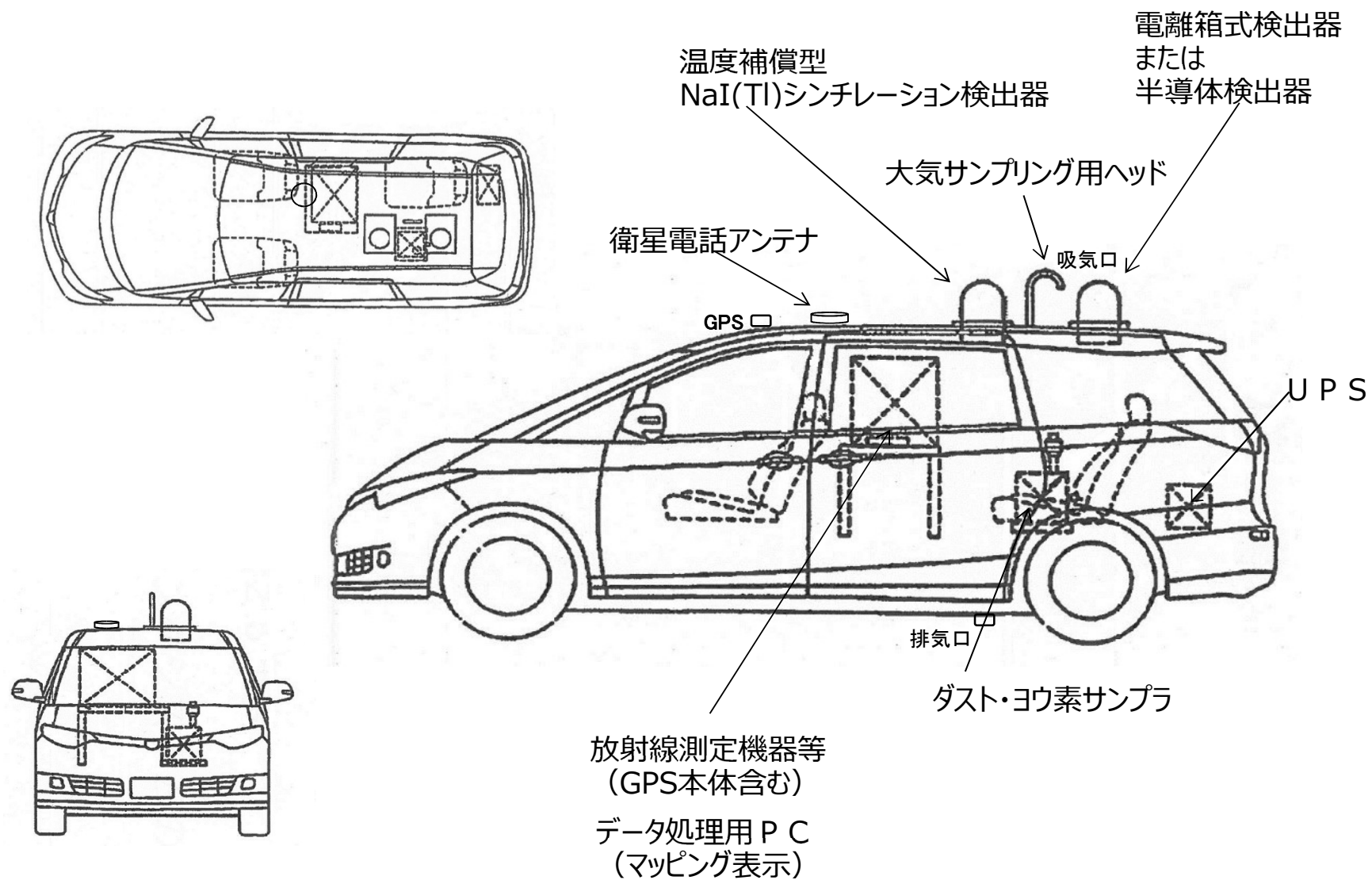
モニタリングカーに搭載
する放射線測定機器
類の接続イメージ



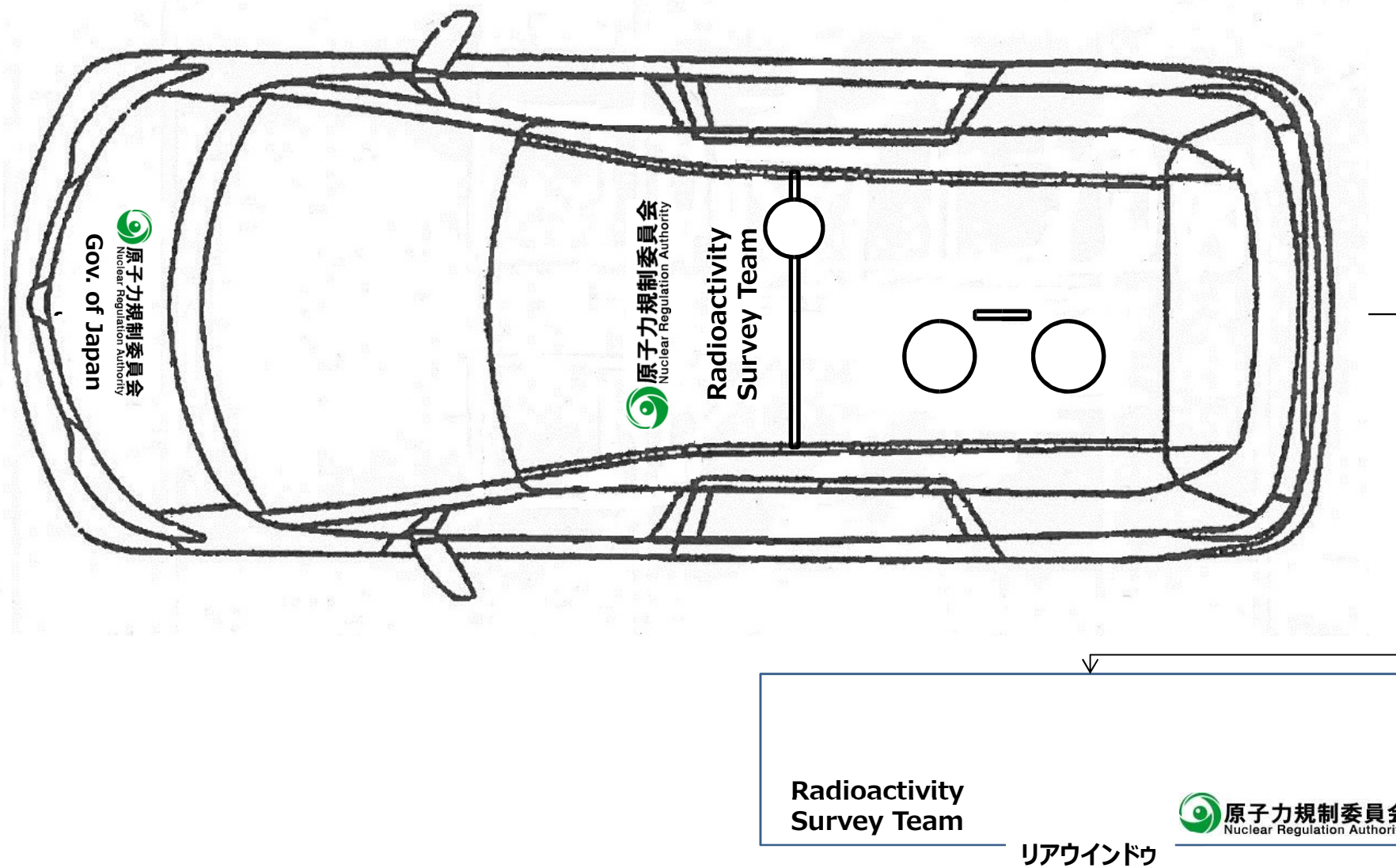
モニタリングカーに搭載するダスト・ヨウ素サンプラの接続イメージ



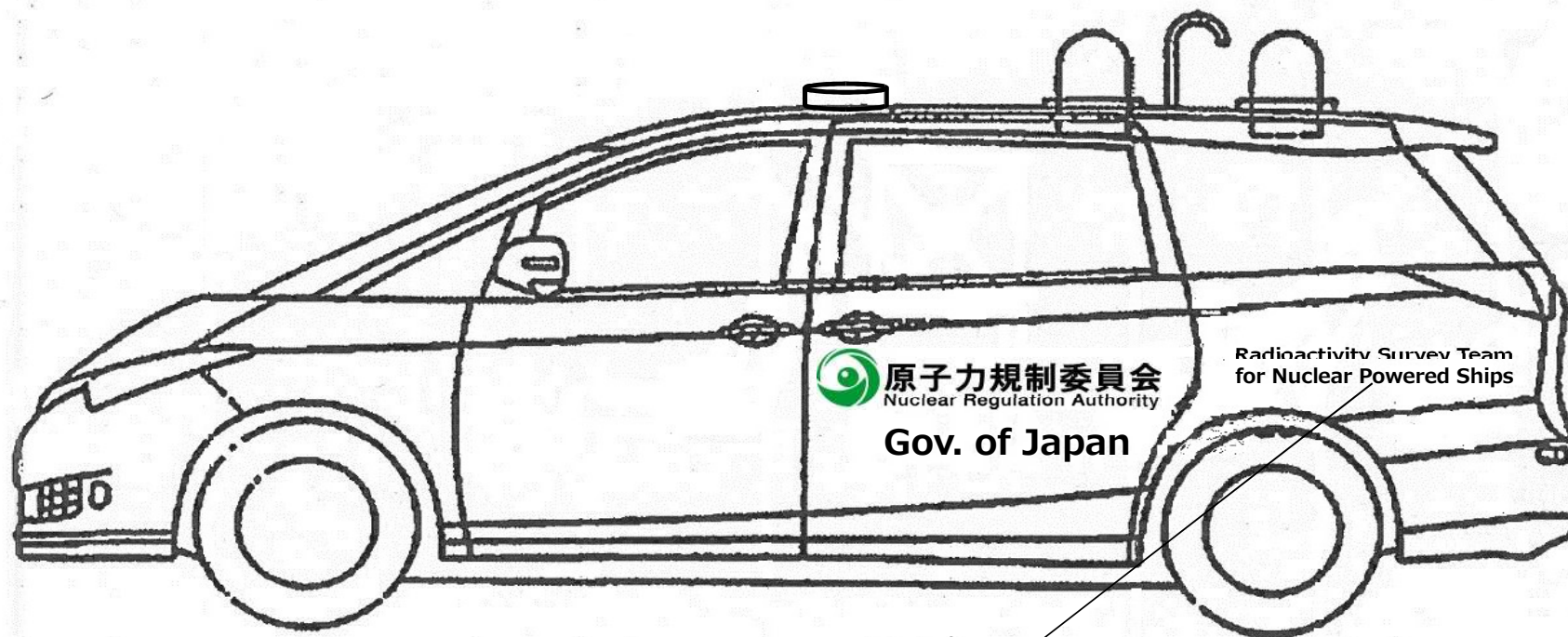
モニタリングカーに搭載する機器類の配置イメージ



モニタリングカーのマーキングイメージ（ボンネット、上部、バックドア）



モニタリングカーのマーキングイメージ（側面）



**Radioactivity Survey Team for Nuclear
Powered Ships ※右側も同じマーキングをすること**

入札適合条件

令和6年度 環境放射線測定車の交換購入業務（令和6年度補正）を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 下記の条件を満足していることを証明する書類を提出できたものであること。
 - ① 仕様書に示す車両調達が遅滞なく行えること（調達予定車種、調達時期、調達予定先を明示）。
 - ② 車両に搭載する放射線測定機器等について、精通していること。
 - ③ 仕様書に示す放射線測定車の製作を行うにあたり、その設計概略（搭載予定の機器形式を含む）を説明できること。
 - ④ 車両に放射線測定機器等を架装するにあたり、車両の改造及び放射線測定機器等の架装・搭載作業に関して十分な技術水準をもつ技術者と業務及び工程等を管理するマネジメント能力を有すること。
 - ⑤ 仕様書に示す放射線測定車の登録（ナンバーの取得）に際して、円滑に進めるための体制が構築されていることを示すこと。その中では、車両改造に精通していること、改造車両の登録に精通していることを併せて示すこと（例：過去の実績がある場合には、その事例を示してもよい）。
 - ⑥ 本業務を遂行するにあたり、その品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本業務を実施する部門が独立していることを明確に示し、併せて本業務に係る品質管理の具体的方法（本業務に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。
 - ⑦ 車両及び放射線測定機器等の点検・保守に必要な設備と技術・知識を有しており、不具合が生じた場合は、速やかに対応できる体制を有していること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（2）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の機能証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、機能証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正1部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で機能証明書を提出すること。

また、機能証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和7年2月4日（火）12時までに電子メール又は文書で、下記の子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル7階

担 当：佐久田 聡 (sakuda_satoshi_k8j@nra.go.jp)

TEL：03—5114—2126

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

「令和6年度 環境放射線測定車の交換購入業務（令和6年度補正）」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、機能証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行います。万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式2)

機能証明書

件名：令和6年度 環境放射線測定車の交換購入業務（令和6年度補正）

商号又は名称：

条 件	回 答 (Cor×)	資料 No.
(1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。 (2) 下記の条件を満足していることを証明する書類を提出できたものであること。 ① 仕様書に示す車両調達が遅滞なく行えること（調達予定車種、調達時期、調達予定先を明示）。 ② 車両に搭載する放射線測定機器等について、精通していること。 ③ 仕様書に示す放射線測定車の製作を行うにあたり、その設計概略（搭載予定の機器形式を含む）を説明できること。 ④ 車両に放射線測定機器等を架装するにあたり、車両の改造及び放射線測定機器等の架装・搭載作業に関して十分な技術水準をもつ技術者と業務及び工程等を管理するマネジメント能力を有すること。 ⑤ 仕様書に示す放射線測定車の登録（ナンバーの取得）に際して、円滑に進めるための体制が構築されていることを示すこと。その中では、車両改造に精通していること、改造車両の登録に精通していることを併せて示すこと（例：過去の実績がある場合には、その事例を示してもよい）。 ⑥ 本業務を遂行するにあたり、その品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本業務を実施する部門が独立していることを明確に示し、併せて本業務に係る品質管理の具体的方法（本業務に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。 ⑦ 車両及び放射線測定機器等の点検・保守に必要な設備と技術・知識を有しており、不具合が生じた場合は、速やかに対応できる体制を有していること。		

機能証明書に対する照会先

所在地：（郵便番号も記載のこと）

商号又は名称及び所属：

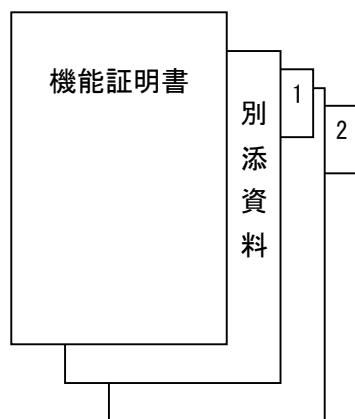
担当者名：

電話番号：

E-mail：

記載上の注意

1. 機能証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 機能証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A 4 判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 機能証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

売 買 契 約 書

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。)
とは、下記事項に関し、別記契約心得及び特記事項により売買契約を締結する。

記

- 契 約 金 額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
1. 件 名 令和6年度 環境放射線測定車の交換購入業務
(令和6年度補正)
2. 数 量 別添仕様書のとおり
3. 仕 様 別添仕様書のとおり
4. 納入期限 令和 年 月 日
5. 納入場所 別添仕様書のとおり
6. 契約保証金 全額免除

上記契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

(別記)

原子力規制委員会原子力規制庁物件売買契約心得

(適用)

第1条 本契約条項（特記事項を含む。）は物件の売買契約に適用する。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時に於いて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(給付完了の通知)

第3条 乙は、物件全部の給付を終えたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(給付完了の検査の時期)

第4条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその給付物件の検査をし、合格した上で引渡しを受けるものとする。

(所有権移転の時期)

第5条 前条の引渡しを終った日をもって所有権移転の時期とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、給付物件の引渡しが終わった後でも給付物件の目的物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、給付物件の目的物を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(対価の支払)

第7条 甲は、給付物件の引渡しを受けた後乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第8条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第9条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに給付物件の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の100分の1に相当する額

(2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに物件の給付を完了しないか、又は履行期限までに物件の給付を完了する見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額

(3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額

(4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第12条第1項の規定によ

り甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額

(5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに引き渡しを受けた物件の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。

2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第12条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者(ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(契約の公表)

第13条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第14条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項 の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき

- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書

- (2) 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書

- (3) 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項 の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を

請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反

して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するかどうかにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

※ 以下、仕様書を添付する。